

○財務省告示第十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年十二月二十日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場



ハ		ロ		イ		七		二		ハ		ロ																						
非	者	特	国	札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	札	非																			
価	・	別	債	発	競	札	格	争	入	価	・	別	債	発	競																			
格	第	参	市	行	争	発	格	入	札	格	第	参	市	行	争																			
競	I	加	場	入	入	行	争	札	発	競	I	加	場	入	入																			
			四	七	万	一		で	た	条	特			で	た	条	特			で	た	条	特			万	で	利	第	百	額	発	四	
			千	億	円	兆		千	利	第	別			千	付	一	会			四	利	第	別			千	八	付	一	項	十	金	行	十
			十	六		九		百	付	国	計			一	国	の	に			億	の	規				六	千	債	に	五	万	で	利	第
			七	千		千		九	債	の	関			億	に	規				千	に	関				六	千	つ	に	、	兆	一	付	第
			億	五		十		十	に	規	す			二	に	定				百	に	る				十	五	い	に	、	同	三	国	項
			四	百		一		九	つ	定	る			万	に	に				万	に	る				億	五	て	基	づ	百	三	債	の
			十	万		億		億	い	に	法			円	に	基				円	に	法				八	は	は	づ	法	第	十	に	規
			万	円		千		円	て	づ	律				、	づ					、	律				百	額	き	き	第	六	十	に	定
						百			、	き	第				額	き					額	第				三	は	額	発	行	十	億	に	基
						九			面	発	四				面	発					面	第				十	百	行	十	九	に	は	づ	き
						十五			金	行	十七				金	行					金	第				五	十	した	二	千	は	づ	き	
									額	し	七				額	し					額	第				十	五	た	条	千	、	き		

十 十  
三 二

ロ イ 一

十 十

九 八

二

発

振 額 最

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発  
 期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争 価  
 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

替 単 位  
 低 額 面 金

行 争 非 者 特 国 行 争  
 入 札 格 第 参 市 入 札 発 競 II 加 場 発

平 年  
 成 ○  
 三 ・  
 十 一  
 年 パ  
 六 ー  
 月 セ  
 二 ン  
 十 ト  
 日 を  
 支 払  
 期

額 銭 額 平 平 額 の 振  
 面 以 面 成 成 ず の 記 替  
 金 上 金 二 二 〇 整 載 法  
 額 の 額 十 十 数 又 の 規  
 百 所 百 九 九 倍 は 定 に  
 円 それ 年 年 の 記 録 による  
 に ぞ の 十 十 金 額 は 、 振  
 つ れの 二 二 額 に よる も の と  
 き の 月 月 による も の と  
 百 応 十 十 月 月 による も の と  
 円 募 四 十 月 月 による も の と  
 四 十 格 十 十 月 月 による も の と  
 十 格 十 十 月 月 による も の と  
 五 十 五 十 月 月 による も の と

五 万 円

千 六 百 五 億 三 千 九 百 六 十 万 円

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よる も の と  
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よる も の と  
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よる も の と

十 十 十 十 十 十  
 九 八 七 六 五 四  
 払 者 入 払 元 償 償 後 第  
 込 者 札 場 利 還 還 の 二  
 期 参 所 金 還 還 期 期  
 日 加 支 額 限 子 以

平成二十九年十二月二十日  
 財務大臣から通知を受けた者

とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十五号において規定  
 する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十  
 日 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お  
 い て、 その 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
 る 利 子 を 支 払 う。

平 成 三 十 九 年 十 二 月 二 十 日  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
 日 本 銀 行